

職業感染対策に関する相談

相談3：職員がインフルエンザにかかった時の休業について

(相談内容)

職員の体温が38度以上ない場合でもインフルエンザと診断されたことがありました。熱がないため出勤していた場合を含め、休業期間や職場への復帰の時期はどのように考えれば良いでしょうか。

(回答)

インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染後、1～4日（平均2日）の潜伏期を経て、鼻水、くしゃみ、咳などの風邪症状、高熱、頭痛、筋肉痛などの症状が出現します。しかし、症状は個人の免疫状態によって差があります。高齢者のように免疫力が低下している場合は、防御反応として熱が上がりにくくなります。また、インフルエンザワクチンを接種している場合には、抗体を獲得（免疫力が高い）しているので熱が上がりにくくなるからです。たとえ感染者であっても、感冒様症状のみでインフルエンザウイルスに感染していることを本人も周囲も気が付かない軽症の例や、全く症状のない（不顕性感染）例も少なくありません。

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれています。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。排出されるウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出するといわれています。咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクを着用し周りの方へうつさないよう配慮が必要です。例えばマスクをしていたとしてもウイルス量の多い時期に職場で仕事をすると周囲の人へ感染させてしまう可能性が考えられます。医療機関の場合患者さんにも感染させてしまいます。これを避けるために「休んでください」とお願いしているのが就業制限です。

現在、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）では、インフルエンザによる出席停止期間を「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」と定めています。これを参考に各医療機関で基準を決めているのが現状です。

その際、発熱を基準にするのではなく、「診断後〇日間」と取り決めておくとうまくいかないのではないのでしょうか。

参考文献：

厚生労働省ホームページ「インフルエンザのQ&A」平成30年11月26日アクセス

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/qa.html>

横浜市衛生研究所「インフルエンザについて」平成30年11月27日アクセス

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/disease/infc-infuruenza.html>

労働安全衛生法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

学校保健安全法

学校において予防すべき感染症の解説〈平成30（2018）年3月発行〉